

課税仕入れ等の税額の計算表 [小売等軽減売上割合を]
[使用する課税期間用]

仕入区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則39①)。

以下の①～⑧欄、⑩～⑮欄及び⑰～⑳欄には、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
適用対象期間		・ ・ ・ ・		
			事業の区分ごとの計算	
			() ()	合計
卸売業及び小売業に係る課税取引	課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額の合計額	①	円	円
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の税込価額の合計額	②		
	小売等軽減売上割合 (②/①)	③	[%]	[%]
			※端数切捨て	※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④	円	円
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額	⑤		
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (④+⑤)	⑥		
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額(※1) (⑥×②/①×6.24/108)	⑦		円
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額(※1) (⑥-④×②/①)×7.8/110	⑧		
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑨	税率6.24%適用分	円	税率7.8%適用分 円

(※1) 値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、裏面の3を参照する。

		税率6.24%適用分 イ	税率7.8%適用分 ロ
卸売業及び小売業以外取引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) (※2)	円	円
	課税仕入れに係る消費税額	(⑩イ欄×6.24/108)	(⑩ロ欄×7.8/110)
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	
	特定課税仕入れに係る消費税額		(⑬ロ欄×7.8/100)
	課税貨物に係る消費税額	⑮	
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯	
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰		⑱

(※2) 値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、その金額を控除した後の金額を⑱欄に記載する。

全事業に係る引	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額の合計額 (⑦合計±⑨+⑰)	⑲	※付表2-1の⑮D欄へ 円
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額の合計額 (⑧合計±⑩+⑱)	⑳	※付表2-1の⑮E欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑧欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑦及び⑧欄の合計額を記載する。

課税仕入れ等の税額の計算表 〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕の留意事項等

- この計算表における「適用対象期間」とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間（法37①の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいいます（附則39①）。
- この計算表における「軽減対象資産の譲渡等（税率6.24%適用分）」とは、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます（附則34①）。
 - 飲食料品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産を含む。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
 - 飲食店業等を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
 - 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（ただし一定の場合を除く。）
 - 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1週に2回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡
- この計算表を使用して卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額の計算を行ったものにつき、仕入対価の返還等を受けた場合には、⑦及び⑧欄に金額を記載する前に、以下のとおりそれぞれの場合に応じて計算を行い、算出された金額を⑦及び⑧欄に記載してください（附則39②）。
 - 軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24%適用分）に係る仕入対価の返還等を受けた場合
$$\text{⑦欄の金額} = \text{軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24\%適用分）の税額} - \text{当該返還等の金額} \times 6.24 / 108$$
 - 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8%適用分）に係る仕入対価の返還等を受けた場合
$$\text{⑧欄の金額} = \text{軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8\%適用分）の税額} - \text{当該返還等の金額} \times 7.8 / 110$$
 - 仕入対価の返還等を受けた金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合
$$\text{⑦欄の金額} = \text{軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24\%適用分）の税額} - \text{当該返還等の金額} \times \text{小売等軽減売上割合} \times 6.24 / 108$$
$$\text{⑧欄の金額} = \text{軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8\%適用分）の税額} - (\text{当該返還等の金額} - (\text{当該返還等の金額} \times \text{小売等軽減売上割合})) \times 7.8 / 110$$
- 以下の(1)又は(2)に該当する場合は、この計算表を使用することはできません。
 - 簡易課税制度の適用を受ける場合
 - 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合